

公 示

準特定地域における適正と考えられる車両数について

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）における準特定地域の適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）を算定したので下記のとおり公示する。

なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。

平成27年 1月27日

関東運輸局長 又野 己知

記

別添のとおりとする。

附則（平成27年8月10日 一部改正）

1 本公示は、平成27年8月10日 から適用する。

附則（平成27年8月19日 一部改正）

1 本公示は、平成27年8月19日 から適用する。

附則（平成27年10月1日 一部改正）

1 本公示は、平成27年10月1日 から適用する。

附則（平成28年7月15日 一部改正）

1 本公示は、平成28年7月15日 から適用する。

附則（平成28年8月1日 一部改正）

1 本公示は、平成28年8月1日 から適用する。

附則（平成29年8月23日 一部改正）

1 本公示は、平成29年8月23日 から適用する。

附則（平成30年8月24日 一部改正）

1 本公示は、平成30年8月24日 から適用する。

附則（平成30年10月1日 一部改正）

1 本公示は、平成30年10月1日 から適用する。

(別添)

## 準特定地域における適正車両数

| 都道府県  | 営業区域<br>(交通圏) | 適正車両数(両) |        | 平成29年度末<br>車両数(両) | 平成29年度末車両数と<br>適正車両数(上限)との<br>乖離率(%) |
|-------|---------------|----------|--------|-------------------|--------------------------------------|
|       |               | 上限       | 下限     |                   |                                      |
| 東京    | 特別区・武三        | 28,178   | 25,046 | 28,143            | -0.1                                 |
|       | 北多摩           | 1,576    | 1,401  | 1,738             | 9.3                                  |
|       | 西多摩           | 185      | 164    | 209               | 11.5                                 |
| 神奈川   | 県央            | 2,283    | 1,946  | 2,227             | -2.5                                 |
|       | 湘南            | 355      | 315    | 387               | 8.3                                  |
|       | 小田原           | 420      | 373    | 502               | 16.3                                 |
| 千葉    | 市原            | 280      | 246    | 385               | 27.3                                 |
| 埼玉    | 県南西部          | 1,312    | 1,166  | 1,541             | 14.9                                 |
|       | 県北            | 345      | 307    | 422               | 18.2                                 |
| 群馬・埼玉 | 中・西毛          | 870      | 709    | 1,075             | 19.1                                 |
| 茨城    | 県北            | 343      | 263    | 449               | 23.6                                 |
|       | 水戸県央          | 522      | 453    | 737               | 29.2                                 |
|       | 鹿行            | 199      | 155    | 313               | 36.4                                 |
|       | 県南            | 707      | 572    | 868               | 18.5                                 |
|       | 県西            | 291      | 235    | 367               | 20.7                                 |
| 栃木    | 県南            | 378      | 327    | 492               | 23.2                                 |
|       | 塩那            | 167      | 138    | 229               | 27.1                                 |
| 山梨    | 甲府            | 348      | 309    | 376               | 7.4                                  |

※上記「平成29年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(以下「タクシー特措法」という。)第2条第9項に定める事業用自動車(一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。以下「個人タクシー」という。)を除く。)の数である。

県央交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱

制定：平成 21 年 12 月 14 日  
一部改正：平成 23 年 6 月 28 日  
一部改正：平成 24 年 12 月 21 日  
一部改正：平成 26 年 1 月 24 日  
一部改正：平成 26 年 2 月 25 日  
一部改正：平成 27 年 10 月 28 日  
一部改正：平成 29 年 7 月 27 日

(目的)

第 1 条 県央交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成 21 年法律第 64 号。以下「法」という。）の規定に基づき、県央交通圏（以下、「準特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該準特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる準特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。  
2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車をいう。  
3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。  
4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。  
5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。

(実施事項)

第 3 条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 準特定地域計画の作成

(2) 次に掲げる準特定地域計画の実施に係る連絡調整

- ① 準特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集
- ② 準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請

- ③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める準特定地域計画の実施に係る連絡調整
- (3) 準特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議
  - ① 協議会の運営方法
  - ② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とする。

(注) (1)～(4)は、法第8条第1項に規定する構成員、(5)は、法第8条第2項に規定する構成員。

(1) 関係地方公共団体の長

- ①神奈川県知事又はその指名する者
- ②平塚市長又はその指名する者
- ③藤沢市長又はその指名する者
- ④茅ヶ崎市長又はその指名する者
- ⑤相模原市長又はその指名する者
- ⑥秦野市長又はその指名する者
- ⑦厚木市長又はその指名する者
- ⑧大和市長又はその指名する者
- ⑨伊勢原市長又はその指名する者
- ⑩海老名市長又はその指名する者
- ⑪座間市長又はその指名する者
- ⑫綾瀬市長又はその指名する者
- ⑬寒川町長又はその指名する者
- ⑭大磯町長又はその指名する者
- ⑮二宮町長又はその指名する者
- ⑯愛川町長又はその指名する者
- ⑰中井町長又はその指名する者

(2) タクシー事業者等

- ①一般社団法人神奈川県タクシー協会を代表する者
- ②神奈川県個人タクシー協会を代表する者
- ③東横交通株式会社 専務取締役
- ④株式会社ミナミ商会 代表取締役
- ⑤相模中央交通株式会社 代表取締役
- ⑥相和交通有限会社 代表取締役

(3) 労働組合等

- ①全神奈川ハイタク労働組合連絡会議を代表する者

(4) 地域住民

- ①厚木商工会議所会頭又はその指名する者
- ②相模原商工会議所会頭又はその指名する者

- ③藤沢商工会議所会頭又はその指名する者
- (5) その他協議会が必要と認める者
  - ①神奈川県警察本部交通部交通規制課長
  - ②神奈川県警察本部交通部駐車対策課長
  - ③神奈川県労働局厚木労働基準監督署長
  - ④小田急電鉄株式会社交通サービス事業本部交通企画部課長
  - ⑤一般財団法人神奈川タクシーセンター常務理事
  - ⑥東洋大学国際学部国際地域学科教授 岡村 敏之
- 2 協議会は、前項の(1)～(4)の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項の(5)の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。
- 3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は会長等(事務局長をおく場合は事務局長。以下同じ。)に申し出をするものとする。  
ただし、第5条第13項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会の開催日の30日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。
- 4 協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

(協議会の運営)

- 第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。
- 2 会長は、協議会を代表し協議会を開催するとともに、協議の場を総括する。
  - 3 会長の任期は平成31年9月30日までとする。
  - 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名した者がその職務を代理する。
  - 5 協議会には事務局を設置する。
  - 6 事務局には事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。
  - 7 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
  - 8 事務局長の任期は平成31年9月30日までとする。
  - 9 会長が必要と認めた場合には、構成員以外の者より協議会において意見を聴くことができる。
  - 10 各区分毎の構成員の発言時間の配分は、協議会の開催予定時間の15%を上限として会長が割り振るものとする。
  - 11 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。
    - (1) 会長の選出を議決する場合
      - 第4条第1項(2)及び(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、議決権の過半数に当たる多数をもって行う。
    - (2) 設置要綱の変更を議決する場合
      - 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
        - ① 協議会の構成員である地方公共団体の長又はその指名する者が全て合意する

- こと。
- ② 設置要綱の変更について合意するタクシー事業者の準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
  - ③ 設置要綱の変更について合意するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者の準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
  - ④ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。
  - ⑤ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。
  - ⑥ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。
- (3) 準特定地域計画の作成及び変更を議決する場合  
次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
- ① (2) ①及び③から⑤までに掲げる要件を満たしていること。
  - ② 準特定地域計画に合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該準特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
  - ③ 協議会の構成員である関係行政機関が全て合意すること。
  - ④ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意すること。
  - ⑤ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意すること。
- (4) (1) から (3) まで以外の議決を行う場合  
次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
- ① 会長及び事務局長が合意すること。
  - ② 合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
  - ③ ①及び②以外の構成員において、第4条第1項(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については、各自1個の議決権を与えるものとし、過半数が合意すること。
- 12 協議会は、準特定地域計画作成後も定期的開催することとする。  
また、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会の開催の是非は会長が決めるものとする。
- 13 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の45日前までにその旨を公表するものとする。
- 14 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

- 15 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。  
また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。
- 16 会長は、次に掲げる事項に加え軽微な事項について、やむを得ない事由により協議会の開催が困難な場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果を持って協議会の決議に代えることができる。

なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあっては、第4条第3項中の「30日前」とあるのは「3日前」とし、第5条第13項中の「45日前」とあるのは「10日前」とする。

- (1) 新規許可、営業区域の設定又は増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決
- (2) 公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要となる事項は、会長が協議会に諮り定める。



湘南交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱

制定：平成 21 年 11 月 20 日  
一部改正：平成 22 年 3 月 15 日  
一部改正：平成 23 年 7 月 14 日  
一部改正：平成 24 年 12 月 11 日  
一部改正：平成 26 年 1 月 24 日  
一部改正：平成 26 年 2 月 25 日  
一部改正：平成 27 年 10 月 28 日  
一部改正：平成 29 年 7 月 27 日

(目的)

第 1 条 湘南交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成 21 年法律第 64 号。以下「法」という。）の規定に基づき、湘南交通圏（以下、「準特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該準特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる準特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。  
2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車をいう。  
3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。  
4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。  
5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。

(実施事項)

第 3 条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 準特定地域計画の作成
- (2) 次に掲げる準特定地域計画の実施に係る連絡調整

- ① 準特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集
  - ② 準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請
  - ③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める準特定地域計画の実施に係る連絡調整
- (3) 準特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議
- ① 協議会の運営方法
  - ② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とする。

(注) (1)～(4)は、法第8条第1項に規定する構成員、(5)は、法第8条第2項に規定する構成員。

(1) 関係地方公共団体の長

- ① 神奈川県知事又はその指名する者
- ② 鎌倉市長又はその指名する者
- ③ 逗子市長又はその指名する者
- ④ 葉山町長又はその指名する者

(2) タクシー事業者等

- ① 一般社団法人神奈川県タクシー協会を代表する者
- ② 大船自動車株式会社 代表取締役
- ③ 京急交通株式会社 取締役管理部長

(3) 労働組合等

- ① 全神奈川ハイタク労働組合連絡会議を代表する者

(4) 地域住民

- ① 鎌倉商工会議所会頭又はその指名する者

(5) その他協議会が必要と認める者

- ① 神奈川県警察本部交通部交通規制課長
- ② 神奈川県警察本部交通部駐車対策課長
- ③ 神奈川労働局藤沢労働基準監督署長
- ④ 一般財団法人神奈川タクシーセンター常務理事
- ⑤ 東洋大学国際学部国際地域学科教授 岡村 敏之

2 協議会は前項の(1)～(4)の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項の(5)の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は会長等(事務局長をおく場合

は事務局長。以下同じ。)に申し出をするものとする。

ただし、第5条第13項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会の開催日の30日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。

- 4 協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

#### (協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し協議会を開催するとともに、協議の場を総括する。
- 3 会長の任期は平成31年9月30日までとする。
- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名した者がその職務を代理する。
- 5 協議会には事務局を設置する。
- 6 事務局には事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。
- 7 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
- 8 事務局長の任期は平成31年9月30日までとする。
- 9 会長が必要と認めた場合には、構成員以外の者より協議会において意見を聴くことができる。
- 10 各区分毎の構成員の発言時間の配分は、協議会の開催予定時間の15%を上限として会長が割り振るものとする。
- 11 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

##### (1) 会長の選出を議決する場合

第4条第1項(2)及び(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、議決権の過半数に当たる多数をもって行う。

##### (2) 設置要綱の変更を議決する場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① 協議会の構成員である地方公共団体の長又はその指名する者が全て合意すること。
- ② 設置要綱の変更について合意するタクシー事業者の準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ③ 設置要綱の変更について合意するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者の準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数

であること。

- ④ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。
- ⑤ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。
- ⑥ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。

(3) 準特定地域計画の作成及び変更を議決する場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① (2) ①及び③から⑤までに掲げる要件を満たしていること。
- ② 準特定地域計画に合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該準特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
- ③ 協議会の構成員である関係行政機関が全て合意すること。
- ④ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員(関係行政機関を除く。)の過半数が合意すること。
- ⑤ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意すること。

(4) (1) から (3) まで以外の議決を行う場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① 会長及び事務局長が合意すること。
- ② 合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ③ ①及び②以外の構成員において、第4条第1項(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については、各自1個の議決権を与えるものとし、過半数が合意すること。

12 協議会は、準特定地域計画作成後も定期的を開催することとする。

また、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会の開催の是非は会長が決めるものとする。

13 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の45日前までにその旨を公表するものとする。

14 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

15 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。

16 会長は、次に掲げる事項に加え軽微な事項について、やむを得ない事由により協議会の開催が困難な場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果を持って協議会の決議に代えることができる。

なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあっては、第4条第3項中の「30日前」とあるのは「3日前」とし、第5条第13項中の「45日前」とあるのは「10日前」とする。

- (1) 新規許可、営業区域の設定又は増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決
- (2) 公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要となる事項は、会長が協議会に諮り定める。

小田原交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱

|      |         |           |
|------|---------|-----------|
| 制定   | 平成 22 年 | 1 月 18 日  |
| 一部改正 | 平成 22 年 | 4 月 28 日  |
| 一部改正 | 平成 23 年 | 7 月 26 日  |
| 一部改正 | 平成 25 年 | 2 月 5 日   |
| 一部改正 | 平成 26 年 | 1 月 24 日  |
| 一部改正 | 平成 26 年 | 2 月 25 日  |
| 一部改正 | 平成 27 年 | 10 月 28 日 |
| 一部改正 | 平成 28 年 | 11 月 2 日  |
| 一部改正 | 平成 29 年 | 7 月 27 日  |

(目的)

第 1 条 小田原交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成 21 年法律第 64 号。以下「法」という。）の規定に基づき、小田原交通圏（以下、「準特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該準特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる準特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

(定義)

- 第 2 条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。
- 2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車をいう。
  - 3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。
  - 4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。
  - 5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。

(実施事項)

第 3 条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 準特定地域計画の作成

- (2) 次に掲げる準特定地域計画の実施に係る連絡調整
  - ① 準特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集
  - ② 準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請
  - ③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める準特定地域計画の実施に係る連絡調整
- (3) 準特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議
  - ① 協議会の運営方法
  - ② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とする。

(注) (1)～(4)は、法第8条第1項に規定する構成員、(5)は、法第8条第2項に規定する構成員。

(1) 関係地方公共団体の長

- ① 神奈川県知事又はその指名する者
- ② 小田原市長又はその指名する者
- ③ 南足柄市長又はその指名する者
- ④ 大井町長又はその指名する者
- ⑤ 松田町長又はその指名する者
- ⑥ 山北町長又はその指名する者
- ⑦ 開成町長又はその指名する者
- ⑧ 箱根町長又はその指名する者
- ⑨ 真鶴町長又はその指名する者
- ⑩ 湯河原町長又はその指名する者

(2) タクシー事業者等

- ① 一般社団法人神奈川県タクシー協会を代表する者
- ② 箱根登山ハイヤー株式会社 常務取締役
- ③ 松田合同自動車株式会社 代表取締役
- ④ 株式会社箱根タクシー 代表取締役

(3) 労働組合等

- ① 全神奈川ハイタク労働組合連絡会議を代表する者

(4) 地域住民

- ① 小田原箱根商工会議所会頭又はその指名する者

(5) その他協議会が必要と認める者

- ① 神奈川県警察本部交通部交通規制課長

- ② 神奈川県警察本部交通部駐車対策課長
  - ③ 神奈川県労働局小田原労働基準監督署長
  - ④ 一般財団法人箱根町観光協会専務理事
  - ⑤ 一般財団法人神奈川タクシーセンター常務理事
  - ⑥ 東洋大学国際学部国際地域学科教授 岡村 敏之
- 2 協議会は前項の（１）～（４）の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項の（５）の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。
  - 3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は会長等（事務局長をおく場合は事務局長。以下同じ。）に申し出をするものとする。  
ただし、第５条第１３項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会の開催日の３０日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。
  - 4 協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

（協議会の運営）

- 第５条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。
- 2 会長は、協議会を代表し協議会を開催するとともに、協議の場を総括する。
  - 3 会長の任期は平成３１年９月３０日までとする。
  - 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名した者がその職務を代理する。
  - 5 協議会には事務局を設置する。
  - 6 事務局には事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。
  - 7 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
  - 8 事務局長の任期は平成３１年９月３０日までとする。
  - 9 会長が必要と認めた場合には、構成員以外の者より協議会において意見を聴くことができる。
  - 10 各区分毎の構成員の発言時間の配分は、協議会の開催予定時間の１５％を上限として会長が割り振るものとする。
  - 11 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。
    - （１）会長の選出を議決する場合
 

第４条第１項（２）及び（３）に掲げる構成員はその区分毎に１個の議決権を、その他の構成員については各自１個の議決権を与えるものとし、議決権の過半数に当たる多数をもって行う。
    - （２）設置要綱の変更を議決する場合
 

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

      - ① 協議会の構成員である地方公共団体の長又はその指名する者が全て合意する



こと。

- ② 設置要綱の変更について合意するタクシー事業者の準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ③ 設置要綱の変更について合意するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者の準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ④ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。
- ⑤ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。
- ⑥ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。

(3) 準特定地域計画の作成及び変更を議決する場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① (2) ①及び③から⑤までに掲げる要件を満たしていること。
- ② 準特定地域計画に合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該準特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
- ③ 協議会の構成員である関係行政機関が全て合意すること。
- ④ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員(関係行政機関を除く。)の過半数が合意すること。
- ⑤ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意すること。

(4) (1) から (3) まで以外の議決を行う場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① 会長及び事務局長が合意すること。
- ② 合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ③ ①及び②以外の構成員において、第4条第1項(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については、各自1個の議決権を与えるものとし、過半数が合意すること。

12 協議会は、準特定地域計画作成後も定期的を開催することとする。

また、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会の開催の是非は会長が決めるものとする。

13 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の45日前までに

その旨を公表するものとする。

- 14 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。
- 15 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。
- 16 会長は、次に掲げる事項に加え軽微な事項について、やむを得ない事由により協議会の開催が困難な場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果を持って協議会の決議に代えることができる。

なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあっては、第4条第3項中の「30日前」とあるのは「3日前」とし、第5条第13項中の「45日前」とあるのは「10日前」とする。

- (1) 新規許可、営業区域の設定又は増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決
- (2) 公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要となる事項は、会長が協議会に諮り定める。